

大阪府立学校職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成七年三月三日

大阪府教育委員会教育長 谷口 文夫

大阪府立学校職員安全衛生管理規程

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 安全衛生管理組織
  - 第一節 総括安全衛生管理者等（第四条～第八条）
  - 第二節 産業医及び健康指導医（第九条・第十条）
  - 第三節 安全衛生委員会等（第十一条～第二十二条）
- 第三章 健康管理
  - 第一節 健康診断等（第二十三条～第三十六条）
  - 第二節 大阪府立学校職員健康審査会（第三十七条～第四十二条）
  - 第四章 環境管理（第四十三条～第四十七条）
  - 第五章 安全管理（第四十八条～第五十三条）
  - 第六章 安全衛生教育（第五十四条～第五十六条）
  - 第七章 雑則（第五十七条～第六十一条）
- 附則

第一章 総則

第一条 この規程は、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）並びにこれらに基づく命令と相まって、安全及び衛生のための責任体制を明確にし、並びに公務災害及び健康障害の防止に関し必要な事項を定めることにより、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校 府立の高等学校（以下「高等学校」という。）及び府立の特別支援学校（以下「支援学校」という。）をいう。
- 二 課程 大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年大阪府教育委員会規則第四号）第二条の規定により高等学校に設置された課程をいう。

三 職員 学校に常時勤務する職員、非常勤特別嘱託員、非常勤若年特別嘱託員及び常勤講師をいう。  
(職員の責務)

第三条 管理又は監督の地位にある職員は、職務を行うに当たっては、この規程並びに学校保健安全法及び法並びにこれらに基づく命令（以下「学校保健安全法等」という。）の趣旨に従い、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するように努めなければならない。

2 職員は、公務災害及び健康障害を防止するため必要な事項を守るほか、教育委員会その他の関係者が実施する公務災害及び健康障害防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

## 第二章 安全衛生管理組織

### 第一節 総括安全衛生管理者等

(総括安全衛生管理者)

第四条 学校の安全衛生管理業務を統括管理させるため、総括安全衛生管理者を置く。

2 前項の総括安全衛生管理者は、教育次長の職にある者をもってこれに充てる。

(安全衛生管理者)

第五条 学校に安全衛生管理者を置く。

2 前項の安全衛生管理者は、その指定に係る衛生管理者又は衛生推進者を指揮し、当該学校における次に掲げる業務を掌理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 発生した災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 快適な職場環境を維持するための措置に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び健康を確保するために必要な措置に関すること。

3 安全衛生管理者は、校長の職にある者をもってこれに充てる。

4 前項の規定にかかわらず、准校長を置く高等学校にあつては、当該課程の安全衛生管理者は准校長の職にある者をもってこれに充てる。

(衛生管理者)

第六条 職員が五十人以上の学校に衛生管理者を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の課程が設置された高等学校及び定時制の課程(昼間においてのみ授業を行う課程を除く。)を設置する高等学校にあつては、当該課程に係る職員が五十人以上である場合に、当該課程に衛生管理者を置く。

3 前項の衛生管理者は、安全衛生管理者が所属職員のうちから指定する。この場合において指定する職員は、法及びこれに基づく命令に定める資格を有する者でなければならない。

4 安全衛生管理者は衛生管理者を指定したときは、速やかに、衛生管理者等指定報告書(様式第一号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者の職務)

第七条 衛生管理者は安全衛生管理者の指揮を受け、第五条二項の各号に掲げる事項のうち、衛生に関する技術的事項を管理する。

(衛生推進者)

第八条 職員が五十人未満の学校(二以上の課程が設置された高等学校及び定時制の課程(昼間においてのみ授業を行う課程を除く。))を設置する高等学校にあつては、当該課程。以下第九条第一項、第十条第一項及び第十六条において同じ。)に衛生推進者を置く。

2 第六条第三項及び第四項並びに前条の規定は、衛生推進者について準用する。

第二節 産業医及び健康指導医

(産業医及び健康指導医)

第九条 学校に法第十三条第二項に定められた要件を備えた産業医を置く。(ただし、職員が五十人未満の学校において、産業医を置くことができない場合は、当分の間、健康指導医を置き、産業医に準じた職務を行わせるものとする。)

2 前項の産業医及び健康指導医（以下「産業医等」という。）は、安全衛生管理者が指定した者を、大阪府教育委員会が委嘱する。

（産業医等の職務）

第十条 産業医等は、法第十三条に規定する産業医に準じ、当該学校における次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

- 一 職員の安全及び衛生に係る業務の企画に関すること。
  - 二 健康診断の実施及びその結果に基づく措置に関すること。
  - 三 衛生教育、保健指導及び健康相談に関すること。
  - 四 職場環境の評価及び作業管理に関する事項に関すること。
  - 五 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 2 産業医等は、前項各号に掲げる事項について、安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 3 産業医等は、原則として月一回校内を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあると認めるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 安全衛生委員会等

（安全衛生委員会）

第十一条 次に掲げる事項を調査審議させ、安全衛生管理者に対し意見を述べさせるため、職員が五十人以上の学校に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
  - 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
  - 三 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全又は衛生に係るものに関すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、職員の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 委員会は、調査審議した事項のうち統一的な措置を必要とするものについては、第十七条に規定する大阪府立学校安全衛生協議会に付議しなければならない。

3 第六条第二項の規定は、第一項の安全衛生委員会について準用する。

(委員会の組織)

第十二条 委員会の委員は次に掲げる者をもって組織する。

一 安全衛生管理者

二 安全衛生管理者に準ずる者（高等学校にあつては、教頭、事務部長又は事務長。支援学校にあつては、准校長、教頭、事務部長又は事務長。）

三 衛生管理者

四 産業医等

五 職員のうち衛生に関して経験を有する者のうちから安全衛生管理者が指名する者 四人以内

2 安全衛生管理者以外の委員の半数については、職員の過半数の支持を得た職員の代表で構成するものとする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 安全衛生管理者は、委員会を組織したときは、速やかに、安全衛生委員会設置報告書（様式第二号）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(委員会の議長)

第十三条 委員会に議長を置き、安全衛生管理者である委員をもってこれに充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第十四条 委員会の会議は、議長が招集する。ただし、委員の三分の一以上の者から請求があるときは、議長は、これを召集しなければならない。

2 委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければならない。会議を開くことができない。

(委任)

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

(職員が五十人未満の学校における委員会)

第十六条 安全及び衛生に関する事項について、職員の意見を聴くための機会を設けるため、職員が五十人未満の学校に委員会

に準じた機関を置くことができる。この場合において、第十二条第一項中「衛生管理者」とあるのは、「衛生推進者」とする。

(大阪府立学校安全衛生協議会)

第十七条 次に掲げる事項を調査審議する機関として、大阪府立学校安全衛生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

一 職員の危機又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項のうち統一的な措置を必要とする事項

二 第十一条第二項の規定により、委員会から付議された事項

(協議会の組織)

第十八条 協議会の委員は、次に掲げる者につき、教育委員会が任命する者をもって組織する。

一 総括安全衛生管理者

二 教育総務企画課長

三 教職員人事課長

四 福利課長

五 安全衛生管理者 二人(高等学校の代表一人及び支援学校の代表一人)

六 産業医 一人

七 職員で衛生に関し経験を有する者 六人以内

(協議会の議長)

第十九条 協議会に議長を置き、総括安全衛生管理者である委員をもってこれに充てる。

(専門部会)

第二十条 協議会に、必要に応じ専門部会(以下この条において「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、協議会の議長が指名する。

3 部会に部会長を置き、協議会の議長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第二十一条 協議会の庶務は、福利課において行う。

(準用)

第二十二条 第十二条三項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条の規定は、協議会について

準用する。

### 第三章 健康管理

#### 第一節 健康診断等

(健康診断の種類等)

第二十三条 健康診断の種類及びその対象職員は、別に定めるところによる。

(健康診断の実施)

第二十四条 安全衛生管理者は、別に定めるところにより、職員の健康診断を実施するものとする。

(健康診断の受診義務)

第二十五条 職員は、所定の健康診断を受けなければならない。

(未受診者の措置)

第二十六条 職員は、疾病その他やむを得ない理由により健康診断を受けることができなかつた場合においては、その理由が消失した後、速やかに、医師による当該健康診断に相当する診断を受け、その結果を証明する書面を安全衛生管理者を経由して総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(健康診断結果の記録の保存等)

第二十七条 安全衛生管理者は、健康診断又は前条に規定する診断（以下これらを「健康診断等」という。）の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを当該職員の在職中及び退職後五年間保存しなければならない。

2 安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者に対し当該健康診断の結果を報告しなければならない。

3 安全衛生管理者は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の終了後、直ちに健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断の結果による措置)

第二十八条 安全衛生管理者は、健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、職場環境の測定、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 第四十五条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する職場環境の測定について準用する。

(指導区分の決定等)

第二十九条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、産業医等その他の医師により異常があると認められた職員について、当

該健康診断等の結果を証明する資料及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を第三十七条に規定する大阪府立学校職員健康審査会（以下「審査会」という。）に提示し、別表第一に定める健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）の決定を求めなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項に掲げる職員の医療に当たった医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合その他必要と認める場合には、所要の資料を審査会に提示し、当該職員に係る指導区分の変更を求めなければならない。

3 審査会は、総括安全衛生管理者から提示された資料によっては指導区分を決定し、又は変更することができないときは、総括安全衛生管理者に対し、当該職員に係る健康診断等の結果を証明する資料の提出を求めることができる。

4 総括安全管理者は、前三項の場合において、安全衛生管理者から病者報告書（様式第四号）その他必要な資料の提供を求めることができる。

5 総括安全衛生管理者は、第一項又は第二項の規定により指導区分の決定又は変更を受けたときは、安全衛生管理者に所属職員の指導区分を通知しなければならない。

6 安全衛生管理者は、前項の通知を受けたときは、指導区分通知書（様式第三号）により、直ちに当該職員に通知しなければならない。

（指導区分による措置）

第三十条 安全衛生管理者は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表第一の措置基準に従い、必要に応じて産業医等の同席の下にあらかじめ当該職員の意見を聴取した上で、適切な措置を執るものとする。

（病者の報告等）

第三十一条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第四号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により三十日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。

一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員

二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員

三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員

2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときは、当該報告に係る資料を審査会に提示し、就業の禁止、指導区分その他



の必要な判定を受けなければならない。

3 審査会における前項の判定に関しては、第二十九条第二項から六項までの規定を準用する。

(病者の就業禁止)

第三十二条 教育委員会は、前条第二項の判定に基づきその必要を認める職員については、就業の禁止を命ずる。

(結核管理に関する特例)

第三十三条 結核患者及び結核発病のおそれのある職員に対する指導区分の決定及び変更並びに就業の禁止等の取扱いについては、別に定めるところによる。

(保健指導)

第三十四条 安全衛生管理者は、現に健康を害し、又は害するおそれのある職員に対し、随時、産業医等による保健指導を実施するものとする。

(健康相談)

第三十五条 産業医等その他教育委員会が命じる職員は、随時、職員の健康相談に応じるものとする。

(健康増進のための措置)

第三十六条 安全衛生管理者は、職員の健康の保持増進を図るための施策を実施するよう努めなければならない。

2 職員は、前項の施策に参加するよう努めなければならない。

第二節 大阪府立学校職員健康審査会

(審査会)

第三十七条 職員の健康管理の適正を期するため、審査会に次の各号に掲げる事項を審査させる。

一 第二十九条第一項又は第二項に規定する指導区分の決定又は変更

二 第三十一条第二項に規定する就業の禁止その他の必要な判定

2 審査会は、前項により審査した結果を総括安全衛生管理者に報告するものとする。

(審査会の組織等)

第三十八条 削除

(審査会の議長)

第三十九条 削除

(会議)

第四十条 削除

(庶務)

第四十一条 削除

(準用)

第四十二条 削除

#### 第四章 環境管理

(職場環境の法令の遵守)

第四十三条 安全衛生管理者は、職場環境を学校保健安全法等の規定に適合させるように努めなければならない。

(有害性の調査等)

第四十四条 安全衛生管理者は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で、職員の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、あらかじめ、これらの物の有害性を調査し、その結果に基づいて、法及びこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、これらの物による職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職場環境の測定等)

第四十五条 安全衛生管理者は、衛生管理者、衛生推進者等に別表第二の測定を行うべき場所の欄に掲げる事務室等について、同表の測定項目の欄に掲げる測定をさせなければならない。

2 安全衛生管理者は、前項の測定の結果を、別表第二の記録事項の欄に掲げる事項について記録し、同表の記録保存年数の欄に掲げる期間、保存しなければならない。この場合において、安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者にその写しを送付しなければならない。

3 安全衛生管理者は、学校において職場環境測定を実施することが困難であり、又は適当でないとき、総括安全衛生管理者と協議の上、総括安全衛生管理者に当該職場健康診断の実施を要請することができる。

(測定の結果による措置)

第四十六条 安全衛生管理者は、前条第一項の規定による測定の結果、職員の健康を保持するため必要があるとき、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十四条の規定は、前項に規定する健康診断の

実施について準用する。

(清掃等の実施)

第四十七条 安全衛生管理者は、職場の大清掃を六月以内ごとに一回、実施しなければならない。

2 安全衛生管理者は、学校において、ねずみ、こん虫等の防除を六月以内ごとに一回、実施しなければならない。

## 第五章 安全管理

(安全に関する法令の遵守)

第四十八条 安全衛生管理者は、学校保健安全法により、職員の危険を防止し、安全を確保するよう努めなければならない。

(機械等の設置又は使用の制限)

第四十九条 安全衛生管理者は、法第三十七条又は第四十二条に規定する機械等については、労働基準監督機関の検査を受けたものその他法に定める要件に適合したものでなければ、これを設置し、又は使用してはならない。

(機械等の定期自主検査)

第五十条 安全衛生管理者は、法第四十五条に規定する機械等について、労働省令で定めるところにより、定期に検査を行い、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(就業制限)

第五十一条 安全衛生管理者は、法第六十一条第一項に規定する業務については、法及び労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務に就くことができる職員は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

(危険時の措置)

第五十二条 安全衛生管理者は、災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、職員を作業場所から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

(事故時の措置等)

第五十三条 安全衛生管理者は、公務上の事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 公務上の事故の拡大を防止するために必要な応急措置

二 公務上の事故の原因の調査

三 公務上の事故の再発を防止するための対策

2 安全衛生管理者は、前項の公務上の事故が発生したときは、事故報告書（様式第五号）により、総括安全衛生管理者にその旨を報告しなければならない。

第六章 安全衛生教育

（採用時の教育）

第五十四条 総括安全衛生管理者は、職員が採用されたときは、当該職員に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、安全衛生管理者は、随時、職員に対し、安全又は衛生のための教育を行うものとする。  
（職場教育）

第五十五条 安全衛生管理者は、採用された職員が配属されたときは、遅滞なく、次に掲げる事項のうち当該職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について教育を行わなければならない。

一 機械、原材料等の危険性又は有毒性及びこれらの取扱い方法に関すること

二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること

三 作業手順に関すること

四 作業開始時の点検に関すること

五 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること

六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること

八 前各号に掲げるもののほか、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 前項の規定は、職員が異動により配属された場合において、その作業内容に変更があったときについて準用する。

3 安全衛生管理者は、職員を法第五十九条第三項に規定する危険又は有害な業務に就かせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

（衛生管理者等の教育）

第五十六条 安全衛生管理者は、衛生管理者及び衛生推進者に対し一年以内ごとに一回、衛生のための教育を行わなければならない。

## 第七章 雑則

### (秘密の保持)

第五十七条 この規程の実施に関する事務に従事する職員は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該事務に従事しなくなった後も、また、同様とする。

### (身体に障害のある職員に対する配慮)

第五十八条 総括安全衛生管理者は、この規程の実施に関しては、身体に障害のある職員の利便を図るよう配慮しなければならない。

### (記録の転送)

第五十九条 安全衛生管理者は、職員が異動により転出した場合は、健康診断個人票その他健康管理に関する資料を転出先の安全衛生管理者に送付しなければならない。

### (労働基準監督機関への報告)

第六十条 校長は、法及びこれに基づく命令により労働基準監督機関へ報告すべき事項を、所轄の労働基準監督機関に報告しなければならない。

### (実施細目)

第六十一条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この規程は、平成七年四月一日から実施する。ただし、第二十九条から第三十二条までの規定は、別に定める日から実施する。

### 改正文（平成十年九月三十日教育長訓保第五七六号）

大阪府立学校職員安全衛生管理規程（平成七年教育長訓保第一〇五一号）の一部を次のように改正し、平成十年十月一日から実施する。

## 附則

### (経過措置)

1 改正後の大阪府立学校職員安全衛生管理規程第九条第二項の規程にかかわらず、この規程の実施の際現に、学校医のうち、大阪府教育委員会が職員の健康管理に関わる職務を含めて委嘱している者については、職員が五十人以上の学校においては産

(略)

業医を、五十人未満の学校においては健康指導医をそれぞれ委嘱したものとみなす。

2 前項の規定により健康指導医を委嘱された者が、法第十三条第二項に定められた要件を備えた場合は、産業医を委嘱されたものとみなす。

改正文（平成十一年三月三十一日教育長訓保第一〇三〇号）

大阪府立学校職員安全衛生管理規程（平成七年教育長訓保第一〇五一号）の一部を次のように改正し、平成十一年四月一日から実施する。（略）

改正文（平成十二年四月十三日教育長訓保第三九七号）

大阪府立学校職員安全衛生管理規程（平成七年教育長訓保第一〇五一号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月十三日から実施する。（略）

改正文（平成二十年四月二十四日教委訓保第一一五二号）

大阪府立学校職員安全衛生管理規程（平成七年教育長訓保第一〇五一号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から実施する。（略）

改正文（平成二十一年四月一日教委訓保第一七〇九号）

大阪府立学校職員安全衛生管理規程（平成七年教育長訓保第一〇五一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から実施する。（略）

改正文（平成二十四年三月九日教委訓保第二七〇五号）

大阪府立学校職員安全衛生管理規程（平成七年教育長訓保第一〇五一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から実施する。（略）

改正文（平成二十四年十一月一日教委訓保第一二一八号）

大阪府立学校職員安全衛生管理規程（平成七年教育長訓保第一〇五一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から実施する。（略）

別表第一（第二十九条・第三十条関係）

医療の面			生活規制の面				区分	健康管理指導区分
3	2	1	D	C	B	A		
医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	医師による直接又は間接の医療行為を必要とするもの	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	医師による直接の医療行為を必要とするもの	通常の勤務でよいもの	勤務をほぼ平常に行つてよいもの	勤務を軽減する必要のあるもの	休養の必要のあるもの	
なし	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う	適切な治療を受けさせる。	なし	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する	職務の変更、勤務場所の変更、勤務時間の短縮等の方法により勤務を軽減し、かつ深夜勤務（午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張を原則として禁止する。	欠勤、休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。	措置	

別表第二（第四十五条関係）

測定を行うべき場所	測定項目	記録事項	記録保存年数
上欄に掲げる事務室のうちで中央管理方式の空気調和設備を設けているもの	温度、相対湿度、炭酸ガス、一酸化炭素、気流、浮遊粉じん量、照度及び外気温	測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定者及び実施措置	三年
職員を常時就業させる事務室	温度、炭酸ガス、一酸化炭素、照度及び外気温	測定日時、測定方法、測定箇所、測定条件、測定結果、測定者及び実施措置（測定結果に基づいて講じた改善措置の概要をいう。以下この表において同じ。）	三年

## 衛生管理者等指定報告書

学校名 大阪府立 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 課程 \_\_\_\_\_

職員数

男	女	計
人	人	人

## 衛生管理者等職氏名等

職名	氏名	資格の種類等（保健体育科教諭、養護教諭、資格試験合格者等）

平成 年 月 日

安全衛生管理者氏名 \_\_\_\_\_ 印

総括安全衛生管理者 様

- (注)・衛生管理者の職名の欄には、衛生管理者、衛生推進者のいずれかを記入してください。
- ・「資格の種類等」の欄は、衛生推進者については、記入の必要はありません



様式第2号（第12条関係）

## 安全衛生委員会設置報告書

学校名 大阪府立 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_ 課程 \_\_\_\_\_

職員数

男	女	計
人	人	人

設置年月日 平成 年 月 日

委員職氏名

区分	職名	氏名
安全衛生管理者 に準ずる者		
同上		
衛生管理者 又は衛生推進者		
産業医 又は健康指導医		
衛生に関して 経験を有する者		
同上		
同上		
同上		

平成 年 月 日

安全衛生管理者氏名 \_\_\_\_\_ 印

総括安全衛生管理者 様

様式第3号（第29条関係）

## 指導区分通知書

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 様

大阪府立学校職員安全衛生管理規程第29条により、次のとおり指導区分が決定・変更されたので通知します。

### 決定・変更事項

区分 病名

生活規制の面

医療の面

期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

具体的指示事項

平成 年 月 日

安全衛生管理者氏名 \_\_\_\_\_ 印

判定基準

	生活規制の面		医療の面
区分	判定	区分	判定
A	休養の必要のあるもの	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの
B	勤務を軽減する必要のあるもの	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの
C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの
D	平常の勤務でよいもの		

様式第4号（第29条及び第31条関係）

## 病者報告書

職名	ふりがな 氏名	年齢
職務内容		
当該者の現在の健康状態		
報告を必要とした理由		
産業医等の意見等		

平成 年 月 日

安全衛生管理者氏名 \_\_\_\_\_ 印

総括安全衛生管理者 様

（注）報告書には、医師の診断書又は健康診断結果等を添付すること。

様式第5号（第53条関係）

## 災 害 報 告 書

学校名	大阪府立	学校	課程
安全衛生管理者氏名			
被災者氏名	<small>ふりがな</small>	年 月 日生	( 歳) 男・女
事故発生日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
傷病名			
傷病の部位及び程度			
被災者の通常の業務内容			
休業（見込）日数または死亡日時			
事故の概要（発生場所、被害状況等）			
事故原因（直接原因）		事故原因（間接原因）	
今後の事故防止対策			

上記のとおりであることを報告します。

平成 年 月 日

安全衛生管理者氏名

印

総括安全衛生管理者 様